

○坪内委員長

ただいまから環境厚生委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元の次第のとおり、健康福祉部及び病院局、環境生活部の順で所管事項の審査及び調査を行います。

なお、本日中に終了しない場合は、15日月曜日に引き続き未了分を行いますので、御承知ください。

これより、健康福祉部、病院局所管事項について審査及び調査を行います。

はじめに、健康福祉部長の挨拶を受けます。

周山健康福祉部長。

○周山健康福祉部長

皆様おはようございます。坪内委員長、岸副委員長をはじめ、委員の皆様には健康福祉部の所管業務の推進につきまして格別の御理解、御支援を賜り、誠にありがとうございます。

はじめに、季節性インフルエンザについて、先月26日にその直近の週において定点把握をしている医療機関当たりの患者報告数が警報の基準値の30人を超えたことから、流行警報を発表したところであります。昨年と比べ4週早い発表となっており、直近の患者報告数は38.8人と増加傾向にあります。県としましては、入退院の流れをスムーズにするため、県医師会、病院、消防機関などとの連絡会議を開いて情報共有を図るとともに、医療機関に対しては医療提供体制の確保、高齢者施設や学校等に対しては施設の感染対策の徹底を依頼し、県民の皆様に対しては報道発表や県公式ホームページなどによる情報提供や注意喚起を行っております。引き続き医療提供体制の確保や、感染拡大の防止に取り組んでまいります。

次に、原子力防災について、先月、社会福祉施設2施設で屋内退避や避難誘導などの手順等を確認する訓練を行いました。訓練には他施設からの見学者も含め、原子力災害に対する理解を深めていただきました。来週17日には、病院において訓練を予定しております。今後とも各施設に対して、定期的な避難訓練の実施や避難計画の見直しを働きかけるなど、原子力災害対策の実効性の向上に取り組んでまいります。

本日は、条例案2件、予算案1件の審査をお願いするとともに、4件の報告をさせていただきます。委員の皆様には今後とも格別の御理解、御支援をよろしくお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○坪内委員長

ありがとうございました。

次に、病院事業管理者の挨拶を受けます。

山口病院事業管理者。

○山口病院事業管理者

皆様、おはようございます。一言御挨拶申し上げます。坪内委員長、岸副委員長はじめ、委員の皆様には日頃より病院事業に対しまして格別の御支援、御理解いただきまして、本当にありがとうございます。先ほど、健康福祉部長の御挨拶にもございましたが、今年はインフルエンザの流行が早くなっておりまして、中央病院におきましても、11月下旬から患者さん、職員ともに感染者が増えております。昨年度はインフルエンザとコロナが同

時流行しまして、12月から1月に病床が逼迫をいたしました。救急医療体制を確保するために、退院の促進や予定入院の延期等の対応をせざるを得ませんでした。このことを踏まえまして、病床を確保するため、他医療機関や施設等と連携しまして、年末年始をはじめ供給体制を維持してまいりたいと考えております。委員の皆様におかれましては、県立病院に対しまして、今後とも格別の御理解、御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○坪内委員長

ありがとうございました。

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託された健康福祉部、病院局に係る議案は、条例案2件、予算案1件です。はじめに、条例案の審査を行います。

第155号議案及び第156号議案について、執行部から説明を受けます。なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、説明してください。

内部健康福祉総務課長。

○内部健康福祉総務課長

それでは、第155号議案、島根県心身障害者扶養共済制度条例及び島根県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。この件につきましては、同性パートナーの取扱いについて、9月議会の常任委員会で県の対応の考え方を御説明しておりまして、今回はこれに沿って議案を提案するものでございます。

それでは、資料のほうの1ページをお願いいたします。1、提案理由ですけれども、生活実態を基にした救済等の制度において、同性パートナーをその対象に含むことを明確化するため、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

2番、条例の概要の(1)島根県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正については、この制度に加入できる者の定義を明記するため、表のアンダーラインにあります、事実上婚姻の後に「関係」の言葉、それから同様の事情にあるものの後に、「(性別を問わない。)」という文言を追記したいと考えております。

2ページをお願いします。(2)島根県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正ですけれども、一の居室に同居できる配偶者の定義を明記するため、表のアンダーラインにあります、「(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの(性別を問わない。))及び当該事情にある者の親族を含む。)」という文言を追記をしたいと考えております。

3番、施行期日は公布の日としております。

続きまして、3ページのほうをお願いいたします。第156号議案、島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について御説明をいたします。

1、提案理由ですが、児童福祉施設等に実施が義務づけられております健康診断は、幼稚園等の学校を対象にした学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならないこととされております。市町村が実施する乳幼児の健康診査の内容と、保育所が実施

する健康診断の内容が重複しているという実態がございまして、記載しております令和6年の地方分権改革に関する提案を受けて、国において制度の見直しが行われております。その結果、国の基準省令等の改正が行われたため、関係する基準条例について所要の改正を行いたいと考えております。

2、条例の概要ですけれども、(1)改正内容として、ア、児童福祉施設等においては、健康診断の全部または一部を行わないことができる」とされている規定に、③アンダーラインにありますけれども、母子保健法に規定する乳幼児の健康診査の内容が施設の健康診断の全部または一部に相当すると認められ、かつ施設がその結果を把握するときという規定を追加する改正を行いたいと考えています。このほか、イ、引用する条項の整理、ウ、その他規定の整理を行いたいと考えております。4ページをお願いいたします。(2)改正する条例としては、表の5つでございまして、具体的な改正内容は表の右欄のとおりでございます。

3、施行期日は公布の日としておりまして、参考までに母子保健法の該当条項を記載していますので、御確認をお願いいたします。

私からは以上でございます。

○坪内委員長

説明がありました。質疑等はございませんか。

大国委員。

○大国委員

第156号議案について、先ほど今回の条例改正の理由、それから概要と説明があったところですが、理由のところでは報告、説明のあった学校保健安全法に規定する健康診断ということ、これは通常学校等で定期的に行われる健診だと思えるんですけど、この保育所等では年2回ということだと思えるんですけど、それをまず確認したいのと、それから改正内容のアの①、②、③の③のところは新たに加わるということですが、母子保健法第12条、それから第13条っていうのは、いわゆる1歳半健診、それから3歳健診ということだと思いますので、ですから重複する場合はという御説明でしたけれども、従来どおり保育所等において年2回のいわゆる健診というものは行われて、法定健診ですね、1歳半、3歳の健診がその年2回の施設の健診と近かったりする場合には、その施設等での健診も先ほど言われた全部または一部ということでやらなくてもいいと。その代わりに施設側はその内容をきちっと把握しておきなさいよということで、事実上ダブっている部分のみ省略しても可ということよろしゅうございませぬかね。

○坪内委員長

田中子ども・子育て支援課長。

○田中子ども・子育て支援課長

保育所におきましては、年間2回の健康診断をすることは義務づけられております。このうち、今回の改正によりまして、委員がおっしゃられましたとおり、健診と重複する部分がある場合には、そちらの情報を保育所が保護者様から承諾を得て情報を入手してそれを保育所の健康診断に代えることができるというものでございます。

○坪内委員長

よろしいですか。

○大国委員

はい。

○坪内委員長

そのほかございますか。よろしいですか。

それでは採決を行います。

条例案2件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

それではお諮りいたします。第155号議案及び第156号議案について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

御異議なしと認めます。よって、第155号議案及び第156号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、予算案の審査を行います。

第142号議案のうち関係分について、執行部から説明してください。

内部健康福祉総務課長。

○内部健康福祉総務課長

それでは、資料5ページからになります。5ページのほうをお願いいたします。第142号議案、令和7年度島根県一般会計補正予算（第6号）のうち、健康福祉部関係分の予算案について御説明をいたします。

5ページにあります。令和7年度11月補正予算案（初日提案分）につきましては、健康福祉部全体で3億7,000万円余を増額するものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。今回の補正内容は、高齢者福祉課、介護テクノロジー一定着支援事業であり、介護現場の業務効率化を加速するため、国の補助制度を活用し、介護事業者による介護ロボットやICT機器の導入に要する経費を支援する予算を増額するものでございます。以上でございます。

○坪内委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。第142号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

御異議なしと認めます。よって、第142号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託議案の審査を終了します。

次に、陳情の審査を行います。

文書表1ページに載せております、新規に受理した陳情第164号についてです。この陳情は、小規模民間保育所運営対策及び障がい児保育への支援体制を求めるものです。こ

の陳情をめぐる状況等について、執行部から説明してください。

田中子ども・子育て支援課長。

○田中子ども・子育て支援課長

陳情第164号をめぐる状況について御説明申し上げます。この陳情は、国に対するものが3件、県に対するものが2件の計5件となっております。このうち国に対する陳情につきましては、去る11月の4日、5日の2日間、丸山知事と池田議長が上京され、これらの内容を踏まえまして、内閣府に重点要望を行いました。陳情の1から3につきましては、人口減少、少子化が進展する中でも、保育の適切な量の確保と質の改善が確実に実施できるよう、事業の継続が可能な財政支援の充実を図るとともに、必要な対策を講じることを要望いたしました。

次に、県に対する陳情の1についてでございますが、子どもの数の減少に伴い、事業の対象となる入所児童数が20人に満たない私立保育所は、県西部を中心に増加しており、令和5年度は23施設であったのに対し、令和6年度は26施設に増加し、今年度は27施設と見込まれております。地域に必要な保育機能を確保することは重要であると認識しておりますので、こうした考えの下、来年度の予算編成過程で検討をしております。

次に、県に対する陳情の2についてですが、まず(1)について、障がい児保育に係る保育所への補助につきましては、市町村への国の地方交付税と県の補助事業などを財源として、市町村で補助金基準額や算定方法などを設定されているところであり、まずは今回の要望の趣旨を市町村に伝えたいと考えております。

次に、(2)について、公費による支援をするためには、客観的な認定が必要であり、障がい児の認定に当たりまして申請などの保護者の関与がない制度をつくることは難しいというふうに考えております。

めぐる状況については以上でございます。

○坪内委員長

説明がありました。御意見等はございませんか。

嘉本委員。

○嘉本委員

この陳情につきましては、先ほど執行部のほうから御説明がございましたけれども、国に対する要望については重点要望において要望しておるところでございます。また、県に対する要望の1のところについては、県単独事業でもう既に実施しておられるということ、来年度も継続して支援を検討していかれるということ、そして2については、障がい児保育への支援というのは、市町村が保育所に対して行っておりまして、市町村によって支援の内容が異なるということもあられるということでございます。県としても要望の趣旨を市町村にお伝えされるということでございますので、総合的に勘案してこの陳情につきましては、趣旨採択にしたかどうかというふうに思っております。

○坪内委員長

そのほかよろしいですかね。

それではお諮りいたします。陳情第164号を趣旨採択とすることに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○坪内委員長

挙手全員、よって、陳情第164号は、趣旨採択と決定しました。

以上で陳情の審査を終了します。

次に、報告事項について執行部から説明を受けます。なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。それでは、順次説明してください。

高田地域福祉課長。

○高田地域福祉課長

それでは、資料の7ページをお願いいたします。10月の常任委員会で説明させていただきました島根県再犯防止推進計画の改定でございますが、別冊資料のとおり素案がまとまりましたので、本日はこちらの委員会資料によりポイントを説明させていただきます。

まず、7ページ1番の策定の趣旨から4番の計画の内容の基本方針までは、前回御説明した内容から変更ございませんので、次のページをお願いいたします。2次計画の施策の御説明ですが、御説明をいたします前に、1次計画で取り組んだ内容について簡単に紹介させていただきますと、犯罪や非行をした人の中には、安定した仕事や身寄りや居場所がない、あるいは依存症や障がいがあるなど、様々な生活課題を抱える人が多いため、支援が必要な人を適切な支援機関につなげ、伴走支援していくことが再犯防止の上で重要であります。1次計画では国との役割分担の下で県では各支援機関での適切な支援の実施や支援につながるための仕組みづくり、こういったことに取り組んでまいりましたが、現在も犯罪や非行をした人の中には、生活課題を抱える人が多うございますので、2次計画でも引き続き、適切な支援の実施やそこにつながる支援のほうを進めてまいりたいと思っております。

そこで、具体的な施策、取組でございますが、まず1点目の就労・住居の確保でございますが、こちらは一人一人の実情に応じた就労支援や、賃貸住宅の確保の推進などに引き続き取り組んでまいります。2点目、保健医療・福祉サービスの利用促進ですが、従来から福祉などの支援が必要な矯正施設出所者を対象に、そのサービスにつなぐ支援を行っておりますが、1次計画期間中は、これに加えてこちらに書いております地域生活定着支援センターなどで被疑者などに対しても必要なサービスを検討する取組を行ってまいりました。これによって釈放後に早期に必要な支援につながる事が可能となりますので、2次計画でも国の機関や弁護士会と連携してこの取組を進めるとともに、依存症の回復支援などを進めてまいります。3点目、子どもの非行防止につきましては、子ども・若者総合相談センターを設置し、相談対応に取り組む市町を支援するとともに、未設置の町村への働きかけなどに取り組みます。4点目、特性に応じた効果的な支援につきましては、暴力団員の社会復帰への支援や、再度非行に走る可能性が認められる少年への支援などに取り組みます。5点目、民間協力者の活動促進ですが、再犯防止のためには民間協力者による支援ですとか、地域で見守る住民の存在も大切ですので、保護観察所などと連携して啓発や広報などの取組を進めてまいります。6点目、地域による包摂の推進ですが、犯罪や非行をした人が再び社会を構成する一員となっていくためには、更生支援に関わる関係機関がそれぞれの役割を果たしつつ、課題共有や連携強化を図っていくことが求められておりますので、推進委員会の開催などに引き続き取り組んでまいります。

最後に、今後のスケジュールでございますが、こちらも前回御説明した内容から変更ご

ございませんので、説明は省略させていただきます。

私からの説明は以上でございます。

○坪内委員長

岩田医師確保対策室長。

○岩田医師確保対策室長

それでは、私から令和7年度の医師臨床研修マッチング結果について御報告します。こちらについては10月の本委員会において御報告したところですが、本日は結果の分析などについて御報告をいたします。

それでは、資料の9ページをお願いいたします。まずはじめに、全国的な状況を御説明します。今年度は、全国の臨床研修病院の内定者数は8,910名と前年度より152名減少しております。そして内定者が全体的に減少した中がございますけれども、エリア別に見ますと東北地方、四国、九州地方については前年度から内定者が増えており、その他のエリアでは内定者が減少している状況にありました。

続きまして、本県の状況について御説明します。1、県内の臨床研修病院別の内定者については、さきの委員会で御報告しましたとおり、県全体で内定者数45名、対前年度9名減少し、特に東部の病院の内定者が前年度から減っている状況でございます。

2ポツ、県内臨床研修病院内定者の出身大学別の内訳を表にしております。内定者数の島根大学の欄を御覧いただくと、島根大学の学生の内定者数は令和6年度の44名から今年度は28名と減少し、鳥取大学、その他の県外大学からの内定者は前年度から増加をしております。

次のページをお願いいたします。3、県内臨床研修病院の内定者が減少した要因です。

(1)、先ほども申しましたとおり、県内の臨床研修病院に内定した島根大学の学生が前年度と比べ16名減少しました。この状況を細かく見ていきますと、①島根県の医療に貢献する意思を持ち、県内病院で臨床研修を行うことを要件としている地域卒の入学者が少なかった年度に当たり、地域卒学生の内定者が減少しました。②地域卒以外の一般卒で入学した学生の県内病院内定者は、前年度が21名であったものが、今年度は10名と減少しまして、この10名という一般卒学生の内定者数は、令和元年度以降最小の人数となっております。そして③今年度は県内病院を選択する県内出身者が少なかった状況にありました。表を御覧いただくと、各年度、上段が県内出身の卒業者及び見込み者数で、下段が県内病院を選択した県内出身者の人数です。これまでは、県内出身の学生は県内病院を選択する傾向があったところでしたが、今年度は少ないという状況になっております。次に

(2) 病院の聞き取りでは、自院の研修内容の特色・魅力を学生に対して十分に伝えられていない病院がありました。①全国的に地方大学の附属病院は内定者が少なく、島根大学も同様の状況にあります。中国地方の他の国立大学附属病院では、鳥取大学のみ内定者が増加し、岡山、広島、山口の各大学も内定者が減少し、苦戦をしている状況にあります。②内定者が前年度より減った松江市内の病院からは、臨床実習や病院見学を行う島根大学の5、6年次の学生が少なく、指導医や研修医から研修の様子や魅力を直接伝えることができなかったという意見がありました。③臨床研修病院の中には、その魅力・特色の発信がホームページのみであり、他の病院が行っているSNSの活用が不足していたとする病院がありました。

そして4、県内臨床研修病院での臨床研修医を増やすための対応です。1つ目、県内の高校生の島根大学医学部への進学促進です。先ほども申しましたとおり、今年度は少なかったのですが、県内出身者は県内で臨床研修を選択する傾向があります。このため、地域枠での入学を含め、島根大学に進学する県内の高校生が増えるよう、引き続き島根大学医学部、県教育委員会とともに県内高校を訪問しての働きかけを行ってまいります。2つ目は、県内臨床研修病院の研修の特色や病院の魅力を学生がしっかりと知ることができる機会の創出です。①島根大学の学生、特に地域枠以外の学生に対して、県内臨床研修病院の魅力等を知る機会が少なく、県内の臨床研修病院別に関心を持たないまま県外病院を選択していることが考えられます。島根大学医学部では、4年次の臨床実習前プログラム、大学の授業として学生全員が県内の臨床研修病院及び研修プログラムを学べるようにすることを検討されております。また、臨床研修病院のほうでも、それまでは5、6年次の学生を対象に行ってきた病院見学会を低学年次の学生も対象とした見学会を行うことを検討されています。そして②島根大学医学部、臨床研修病院、しまね地域医療支援センターと連携し、学生の多くが利用しているSNSの活用など、島根県内はもちろん、県外大学に進学した県内出身者を含め、全国の医学生に対して県内の臨床研修病院の魅力等を効果的に伝える手法を検討してまいります。これからも島根大学、臨床研修病院、しまね地域医療センターとともに、県内の臨床研修病院での臨床研修医が増えるよう取り組んでまいります。

私からは以上です。

○坪内委員長

田中子ども・子育て支援課長。

○田中子ども・子育て支援課長

私のほうからは、しまねっ子すくすくプラン（島根県こども計画）の変更について御報告をいたします。11ページを御覧ください。

1、概要についてですが、子ども・子育て支援事業支援計画を含む「しまねっ子すくすくプラン」を令和7年3月に策定したところですが、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が、令和8年4月から給付事業として実施されることに伴いまして、計画への必須記載事項の内容が新たに示されましたことから、計画の変更を行うものであります。

2、変更内容についてですが、現在の計画中の「第5章 教育・保育等の提供及び人材の確保・養成」の章に、乳児等通園支援事業に係る以下の事項を追加いたします。（1）は乳児等通園支援事業と教育・保育等の一体的な提供や推進体制について定めるものであります。（2）は乳児等通園支援事業に従事する職員の確保や資質の向上のために講ずる措置について定めるものであります。変更案につきましては、別紙新旧対照表で主なものを御説明させていただきます。飛びまして、16ページを御覧いただきたいと思います。左側が計画の改定後になりますけれども、新たに項目4として地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保、連携、円滑な移行の支援について記載をしております。続きまして、17ページを御覧いただきたいと思います。左側の欄になります。項目の6の（2）の一番下になります。片仮名のエでございます。ここで乳児等通園支援事業の事業実施に最低基準上必要な保育士数を算出し、保育所等の

必要保育士の見込み数と合わせた数を算出し、その下の表のところに記載をすることとしております。現在、数値については精査中でございます。続きまして、21ページを御覧いただきたいと思っております。こちらは資質向上等の取組の一覧表、2ページにわたります最後のページになりますが、乳児等通園支援事業に従事する子育て支援員に対し、必要な研修を行うことを記載しております。その他、計画の中では事業の事業名の追加についての変更を記載しております。

11ページに戻っていただきまして、3、計画変更のスケジュールでございます。本日の委員会報告後、12月中に県の子ども・子育て支援推進会議におきまして、計画変更案に対する意見を取りまとめ、会議で審議いただき、計画を変更、公表することとしております。なお、今回は書面での開催とすることとしております。

私からの説明は以上となります。

○坪内委員長

宮本薬事衛生課長。

○宮本薬事衛生課長

それでは、私のほうから、災害薬事コーディネーターの任命について御報告します。資料の23ページを御覧ください。国は、令和4年に大規模災害時の保健医療活動の総合調整を行う保健医療福祉調整本部を各都道府県に設置することとし、その際、その構成員に災害薬事コーディネーターが含まれることを示しました。さらに令和5年には、災害薬事コーディネーターが保健医療福祉調整本部において、被災地の医薬品等や薬剤師及び薬事・衛生面に関する情報の把握や、マッチング等を行うことを目的として、都道府県において任命された薬剤師であることが示されましたが、この時点では具体的な業務が示されておりました。しかしながら、令和7年3月、災害薬事コーディネーター活動要領により、具体的な業務が示されたことを受け、島根県においても関係機関と調整を図り、このたび災害薬事コーディネーターを設置いたしますことを御報告します。本県における災害薬事コーディネーターの役割につきましては、資料23ページの2ポツ、また24ページで御確認いただければと思います。県では、これまでも災害時には関係機関等と情報共有をしながら被災情報等の収集、薬剤師の派遣調整、医薬品等の搬送調整等を行ってまいりましたが、このたびの災害薬事コーディネーターの設置によって、より緊密な連携が可能となりますことから、有事においてこれまで以上に迅速で実効性のある対応ができるものと考えております。災害薬事コーディネーターの任命につきましては、一般社団法人島根県薬剤師会及び島根県病院薬剤師会から推薦を受けた薬剤師を令和8年1月1日付で任命する予定であります。

私のほうからは以上です。

○坪内委員長

説明がありましたが、質疑等はありませんか。

大国委員。

○大国委員

臨床研修のマッチング結果についてですけれども、島根大学医学部附属病院のところは定員に対して非常に少なかったということで、全国的に地方大学の附属病院の内定者が少ない傾向にあるということで、全国的な傾向だということだったんですけれども、原因と

いいですか、これ何がそうさせてるというふうにこれ見ればいいのかなどということと、それから、この3の(1)の③のところ、県内病院を選択した県内出身者数というところで表があるんですけども、報告のあったとおりで、今年はその県内出身の卒業生数に対して県内の病院を選択した県内出身者が大体半分にとどまったということです。これも1つには全国的な競争といいますか、研修医の奪い合いといいますか、そういうのが激化していてそういうのが表れてきているとは思いますが、ちょっとこの間の減り具合がなぜなのかというところを、もうちょっと深めておく必要があるかなというふうに思ったんですけども、1つはその地方大学附属病院の内定者が少ない件と、それから先ほどの県内出身者で県内の病院を選択する方が減ったという、半分にとどまったという、ここをちょっと深掘りする必要があると思うんですけども、いかがでしょうか。

○坪内委員長

岩田医師確保対策室長。

○岩田医師確保対策室長

大学の附属病院で全国的に臨床研修医の内定者が少ないというところにつきましては、医師になって最初の2年間は初期臨床研修、基本的な診療能力を身につけることができるよう、幅広く学ぶことが求められております。そうした中、市中病院に比べて大学病院は高度でより専門的な医療を提供していることが影響しているかと思っております。ただ、大学とお話をしている中で、島根大学でも地域の市中病院と協力してたすきがけの1年1年、1年間地域の病院で研修ができる、こういったことがありますし、またある意味では高度、専門的な医療の研修というところが逆に魅力と思うように、そういうふうに働きかけていけないといけないというような話をさせていただいているところでございます。そして次に、県内出身者が減ったというところでございますが、この年度は実は県内出身者が入学した人数が少ないところもあります。こちらのほうも大学と話をしている中で、やはりある程度県内出身の方、あるいは地域卒の学生が、県内である程度ボリュームがあると周りも含めて県内に残ろうというところあるんですけど、ちょっとやっぱり少ないと県外に流されるというか、そういったところがあります。やはり県内の出身者が入ること、それと地域卒の学生が入ること、こちらのほうが大切ではないかということは今、考えております。以上です。

○坪内委員長

大国委員。

○大国委員

研修の内容っていうのはもちろん遜色ないものだというふうに思うんですけども、こうやって研修医を全国的に争奪戦みたいな形になっていて、県内出身の方にその県内病院でっていうのは気持ちは当然そうだと思うんですけども、県内の方が県外に出られても、県外からたくさん来てもらえれば、それはそれで問題は生じないというふうに思うんですけど、これ何が一番の問題かというところ、やっぱり医師の数が今不足している状況でこういう奪い合いみたいなことになってますので、しっかりその医学部の学生をそもそもを増やしていくとかね、医師を抑制するんじゃなくてしっかり増やしていくということが本質かなというふうに思ったところでございますので、御苦勞は多いかと思いますが、引き続き頑張ってくださいと思います。以上です。

○坪内委員長

そのほか。

山根委員。

○山根委員

関連して、このデータっていうのは初期臨床研修を前提としたデータですよ。それで、質問が1つ、お願いが1つなんですけど、私も、今の大国委員の発言の趣旨からしても、大国委員も医師の定着がどれだけ県内に図れるかっていうのが非常に大事だという観点から。県内に医師が定着するためには初期臨床研修のマッチングが高いことが大事なのか、後期の研修のマッチングが大事なのか、どっちに力を今置いていらっしゃるんですか。私の感覚からすると、初期臨床研修よりも後期研修のほうへ県内の病院さんに力を入れてもらって、自分のところの病院はこんなによいよということを教えてあげてほしいと。そうすると、この資料よりも後期研修のポイントのことが大きいんじゃないかと思ってるんですけども、それは違いますでしょうか。

それからもう1点、これはお願いですが、原因を分析してもらって対応案をつくっていただいて、これ、このとおりだと思います。ただし、これは、わしらはやっとするけども、県内の学生さん、島根大学に入ってね、あるいは県内の臨床研修病院の魅力をあんならもっと分かってねと、だから来てねと、こういう対応案ですよ。けども、ごめんなさい、言い方が悪いかもしれないけども、学生が県外の病院で初期臨床研修を目指すにはそれなりの理由があると思うんですが。ですからその学生はなぜ県外へ行ったのか、そして出身者が少なかったのは分かりました、けどもなぜ外へ行ったのか、そのために自分らの病院はどう改善していかなくちゃいけないのか、そういったことを分析してトランスレーションをしていくことこそ大切じゃないんでしょうか。そこら辺はどうお考えなのか、もしそういうふうに変わっていただければいいなと思うんですけども、御所見を伺います。

○坪内委員長

岩田医師確保対策室長。

○岩田医師確保対策室長

まず、1点目、専門研修と初期臨床研修の関係でございすけれども、県では、県内定着に向けては専門研修医として県内病院で専門研修を行っていただく人数としては50名いてほしいという目標を持っています。ただ、そのためには初期臨床研修医を60名ぐらい、60名はいてほしいということで、そういったことを目標として取り組んでいるところでございます。

そして2点目、委員おっしゃられるとおり、今、県外に出た、あるいは県外の大学に出る、あるいは臨床研修、こちらのほうも理由とかを聞いてみても、正直言うと一度外の空気が吸ってみたいというようなこと、ここは多く言われてるんですけども、委員の御指摘のとおり、もっとそこを何がよかった、何がっていうところを深掘りはしていきたいと、このように考えております。

○坪内委員長

山根委員。

○山根委員

ありがとうございます。病院事業管理者、同じ質問ですけれども、御感想がございませ

たらお聞かせいただけますか。

○坪内委員長

山口病院事業管理者。

○山口病院事業管理者

最初の質問の初期臨床研修が大事なのか、後期研修といいますか、今、専攻医という3年目以降の教育システムがあるわけですが、初期研修に関しましてやはり多くの症例を経験したいという、その充実したところを探す、あとは、都会の空気も吸ってみたいというのが当然あるかと思えます。ただ、初期研修と3年目以降の研修が関連しているかどうかというわけですが、先ほど、答弁にもありました、ある程度はやはり関連がございまして、ほかの、例えば、都会の市中病院に行きますと、そこへ赴任している、やはり大学の医局員からの勧誘等々もあり、その地域での大学あるいは関連大学に後期の専攻医として入っていくパターンというのが、どうしても否定できないということで、県立中央病院は幸い、多くの初期研修、来てもらいましたけれども、我々の方針としては、やはり、専門知識を身につける上で、やはり大学教育というのは必要ですので、島根大学のほうに入局しろと、してくれというような勧誘をどんどんしているところございまして、そういう意味でやはり、ある程度初期研修の人数というのは確保しないと後期研修に結びつかないかなと思っております。もちろん、県内から外に出た、県出身で外に出た初期研修医に対しては、やはりアプローチをしていく必要があるかというふうに考えているところです。

それから、もう一つ、これは個人的な意見なんですけども、ちょっと大学の初期研修医への給与が少ないということで、もちろん、教育システムの問題も若干あるかとは思いますが、やはり、病院によって結構給与が違うんですね。大学はやはりちょっと低い傾向がありまして、やっぱりその辺もちょっと、これは国からの支援というのは、非常に今、大学は少なく、来年度は少しアップということもあるんですけども、そういったこともちょっと関係しているのかと、私の個人的な感想でございます。以上でございます。

○坪内委員長

よろしいですか。

そのほか。

白石委員。

○白石委員

再犯防止推進計画についてですけど、施策体系の中に、保健医療・福祉サービスの利用の促進等という項目がありまして、薬物依存症とかギャンブル依存症が上がっておりますが、今回の私の質問で、性暴力の犯罪についても取り上げております。性暴力についても、再犯率が非常に高い、これは治療をしなければ繰り返すということが臨床的に言われております。ぜひ、性暴力についても勉強していただいて、出所した後、継続的な治療ができるような体制を組んでいただきたいということをお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○坪内委員長

高田地域福祉課長。

○高田地域福祉課長

性暴力、性犯罪の再犯防止の取組についての御質問でございます。こちらにつきましては、国の、再犯防止につきましては、松江保護観察所ですとか、警察本部において取組が行われているというふうに認識しております。そういったところと必要な連携を取りながら、再犯防止に向けて取組を進めてまいりたいと思っております。

○坪内委員長

白石委員。

○白石委員

収監中もプログラムを行われるということは聞いておりますが、やはり、出所してから、あるいは、実際、自分で、一人で暮らしはじめてからも、やっぱり再犯は継続されるということも分かっておりますので、やはり、そういったときに、本人も出てしまったら、またやりそうだっていうことを表明する人もいるようなので、ぜひ、地域の中で、そういった治療ができるような病院なりセンターなりを私はつくってほしいなと思っております、依存症ってそうですよね、アルコールだってそうだし、繰り返しますよ。だけど、性暴力は人を傷つけるので、やはりそれは再犯を止めたいと思っております。全国でもまだ数が少ないようですが、ぜひ、心と体の相談センターであるとか、病院とかでぜひ、プログラムを勉強して取り組んでほしいなと思っておりますので、お願いをしておきます。

○坪内委員長

そのほかございますか。

吉田委員。

○吉田委員

今の再犯防止に関することなんですけども、施策の体系、この文章自体は非常にきれいななんですけども、実態といいますか、特に身近な犯罪っていうのは、窃盗が一番多いとは思いますが、半年以内に繰り返す人が5割を超えるというデータもあるようですが、そういうのを社会の中で受け入れるというのは、やっぱり、就職先の中小企業の社長さんが、非常に理解を示して受け入れているというのが一般的な、身近なところではそうかなと思うんですが、その再犯防止の理解を示して受け入れてくださる企業、事業者さん、こういったところの開拓といたらいいんでしょうか、そういうところを、社長さん方を増やすような取組っていうのがやっぱり必要じゃないかなと。犯罪を犯した人からすると、出所してもなかなか行政っていうのは垣根が高いんで、それを身近に支えてくれる人はやっぱり事業主さんかなと思うんで、それを増やすための取組。

それから、もう一つは、外国人が5,000人以上、県内にも暮らしてるわけですが、恐らく外国人犯罪っていうのも多くなりつつあるんだろうなと思っております。そういう方がまた地域に戻られた場合に、地域全体として支えるような仕組みと、外国人とはコミュニケーションが、言葉の壁もあり一番難しいところだと思うんで、そこへの何か書きぶりが必要ではないかなと思いましたが、いかがでしょうか。

○坪内委員長

高田地域福祉課長。

○高田地域福祉課長

雇用主ですとか、地域の協力者の確保とか、そういったお話でございました。協力雇用主の拡大に向けた取組でございますが、これは、再犯防止の取組につきましては、国の保

護観察所ですとか更生保護団体などと役割分担の上で取り組んでおります。協力雇用主につきましては、法務省の保護観察のほうで拡大に向けて依頼が行われております。県としても協力雇用主の確保に向けて、そういった啓発について、県のホームページで行ったりしておりますので、協力雇用主の拡大に向けて引き続き啓発のほうと一緒に取り組んでまいりたいと思います。

それから、外国人の再犯のことにつきまして、地域での対応というところでございますが、これも民間協力者ということで、地域で保護司ですとか、更生保護女性会ですとか、BBSさんですとか、そういった民間協力者の育成だとか支援だとか、これも保護観察所などでやっておられまして、県としても一緒に啓発をしたり、今度また人権フェスティバルなどもあるんですが、保護観察所さんと一緒に出展して、こういった再犯者の人権なんかを考えるような機会も設ける予定ですが、いろいろできることに取り組んで地域で見守り支えるというふうな機運もつくってまいりたいと思います。以上でございます。

○坪内委員長

吉田委員。

○吉田委員

ありがとうございます。特に、再犯防止に関しては、保護司さんの役割ってというのが、すごく大事なんですけども、保護司さんの成り手がなくて、保護司さんが住民として地域の中に暮らしながら、そういった理解のある事業主さん、あるいは、それこそ犯罪を犯したけど、立ち直って事業をしてる方、いっぱいいますので、そういった人のつながりを持って、理解を深める、保護司さんへの支援っていうのをぜひ今まで以上にさせていただかないと、もう成り手がなくなりつつあるというのが現状です。よろしくお願いします。

○坪内委員長

そのほかございますか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項の調査を終了します。

この際、健康福祉部、病院局全般に関し、委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。

大国委員。

○大国委員

今日、しまねっ子すくすくプランのところで、こども誰でも通園制度のお話もありました。それから、本会議でも質問戦でこども誰でも通園制度、論戦があったところですけども、要は、これは国が始めて市町村が実施ということです。で、私、この制度、懸念点、幾つも持ってますので、そのことについてお話ししたいなと思って、このこども誰でも通園制度、御承知のようにゼロ歳から3歳で月10時間、乳幼児の非常に大事な時期にこういう制度を利用すると。これまであった一時預かりとはまた別にこういうのがはじまるということで、よくよく見ると、いわゆる児童福祉法第24条第1項の保育所等の施設ではなくて、市町村には保育の実施義務が生じないということになり、利用者それから、この事業を実施する施設側との直接の契約になるということで、市町村の責任が曖昧になるのではないかとこのことを危惧しています。

それから、詳細でいうと、利用するに当たって、事前の直接会って対面での面談が、これやらなくてもよいと。オンラインでも可とか、非常に小さい乳児を預かるということに

対して、物すごく、やりようによっては、非常に簡単に予約ができて、預ける、見てもらうことができ、それは子どもにとって、これは本当にいいことなのか、あるいは、対応する保育者の方に多大な苦勞が生じるのではないかと、非常に懸念点があります。本会議の答弁で、健康福祉部長のほうは、一時預かりは保護者の視点からの制度で、このこども誰でも通園制度というのは、子どものための制度、国の説明だったと思うんですけども、私は、その認識ではないんですよ。これ、やりようによっては、例えば、大型のショッピングセンターの一つのコーナーか何かで、この事業をはじめて、例えば、映画を見に行ったり買物をする、その前にスマートフォンで、事前に予約をし、これがオンラインでの面接があるか分かりませんが、そういうふうになって、当日、連れて行って、受入れ側からすると、はじめましてのお子さんを、小さいお子さんを預かる。預ける保護者側からすると、いろいろ気軽に使えて便利で、そのしわ寄せが私は子どもに及ぶのではないかなということ非常に危惧しています。今の保育所において預かる場合でも集団の中の一人として預かるというケースもあれば、専用室で預かるというケースもあって、発達が著しい乳幼児の中であって、ともすれば、1時間ですからね、最初から最後まで泣いて終わりなんてこともあるでしょうよ。通常その保育所を利用する場合、いわゆる慣らし保育とって非常に慎重に様子を見ながら、ちょっとずつちょっとずつ慣らせて保育所に預けるんですけども、今回それでもないわけで、非常に心配な点が多いので、県は直接は深く関与はできないと思うんですけども、県内で今後実施するところが出てくるでしょう。分かりませんがね。数は分かりませんが、出てくるってことは当然予想される中で、やっぱりその現場の様子、実際どうなのか問題点は何なのか、運用も含めてですね、よくこれを見ていただいて、必要な対応を取っていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○坪内委員長

田中子ども・子育て支援課長。

○田中子ども・子育て支援課長

こども誰でも通園制度、先ほど、プランの中では、乳児等通園支援事業と申し上げましたが、こども誰でも通園制度につきましては、来年4月からの実施とすることが定められておりまして、現在、県内の市町村において、鋭意準備が進められているところであります。今まだ準備段階でございまして、実際にこれから、4月からスタートするわけなんですけれども、事業者というの、これからどういったところが参入されてくるのか、これは市町村において認可という手続を経てやっていきますので、その認可を経てやっていく中で、きちんとやっていくことがまずできるというふうに思っておりますし、実際に来年度、施行後になりましてから、制度上の課題点がありましたら、その状況を速やかに把握しまして、国に対して見直しを求めていくというスタンスでやっていきたいと思っております。

また、新たなニーズで、こうしたほうが良いというようなことで、柔軟に対応ができるというものでありましたら、そういった働きかけも併せてしていきたいと思っております。県としましては、4月以降の実施状況を把握して、市町村または現場の声を聞きながら、改善や対応を求めていきたいというふうに考えています。

○坪内委員長

大國委員。

○大國委員

お願いしたいと思います。この間、試行的事業で全国的にはやられて、県内ではなかったという話ですので、ニーズが島根にはそう多くはないと思うんですけども、今後これ拡大していく可能性もなきにしもあらずで、市町村のその認可っていうのもですね、それはそれであるんですけども、例えば、事業者側っていうところの制約というのは、当然、これまでの様々な保育とは違って、かなり幅広く認められるものでもありますので、ちょっと従来の保育と同じようなものだと思うと、大分間違ってくるのではないかということ懸念していますので、運用上の様々な課題というよりも、これが子どもの成長、発達、いわゆる子どもの権利条約等で示されている子どもの最善の利益、これをいかに守るのかという点での在り方についても、よく注意深くこれは見ていただきたいなと思うところです。保育所と違って基準も、保育士は半分でいいとか、基準が大分緩いところがありますので、これはもろ手を挙げて何かいいものだという事ではないということ、重ねて強調しておきたいと思います。答弁は結構でございます。

○坪内委員長

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

それでは、以上で健康福祉部、病院局所管の事項の審査及び調査を終了します。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

ここで休憩を取りたいと思います。再開は11時15分からとします。

〔休 憩〕

○坪内委員長

それでは、委員会を再開します。

これより、環境生活部所管事項について審査及び調査を行います。

はじめに、環境生活部長の挨拶を受けます。

美濃環境生活部長。

○美濃環境生活部長

坪内委員長、岸副委員長をはじめ、環境厚生委員会の皆様には、環境生活部所管の諸施策の推進につきまして平素から格別の御指導、御協力を賜り、感謝申し上げます。

まず、はじめに、私のほうから御報告と御案内をさせていただきます。

まず、島根県立水泳プールにおきます水道メーターの不適切な管理及び事務処理についてでございます。事案といたしましては、県立水泳プールに県が設置した3台の子メーター、これが、法定有効期間の8年を超えて使用していたこと、また、うち1台が動作しておらず、松江市上下水道局に対しまして、下水道使用料を長期にわたり過少に支払っていたものでございます。上下水道事業者であります松江市様に多大な御迷惑をおかけしましたことを、また県民の皆様のご信頼を大きく失墜させる事態となりましたことを、この場をお借りして深くおわび申し上げます。

なお、子メーターにつきましては、近日中に交換を実施いたします。また、不足分の下水道料金につきましては、松江市上下水道局にお支払いする方向で現在、調整を進めているところでございます。

次に、スポーツ関係の話題でございます。10月の25日から27日、滋賀県で行われました全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く障スポ」についてでございます。島根県選手団といたしまして、選手、役員、89名を派遣し、選手の皆さんには本当によく頑張っていたいただきました。ボッチャ、陸上、卓球のそれぞれの競技で金メダル9個をはじめ、銀メダル7個、銅メダル5個、合わせて21個のメダルの獲得となったところでございます。

また、先月11月に行われました東京2025デフリンピックでは、卓球の山田萌心選手が女子団体戦で銀メダル、女子ダブルスで銅メダル、陸上競技の足立祥史選手が4×400メートルリレーで金メダル、男子400メートルで8位入賞、同じく陸上競技の須山勇希選手が男子走り幅跳びで6位入賞となり、本県から出場した3名の選手全員が入賞される快挙を成し遂げられたところでございます。

最後に、本日、お手元に今後、年度内に行うイベント等の一覧をお配りするとともに、その一部につきまして、チラシを置かせていただいたところでございます。チラシにつきましては、まず、しまね人権フェスティバル2025を明後日、14日、日曜日に出雲市民会館におきまして開催いたします。教育委員会主催の人権を考える県民のつどいと同時開催で、出雲商業高校吹奏楽部のオープニング演奏や、邇摩高校書道部の書道パフォーマンスなど、若い方の出演のほか、人権啓発に尽力いただいている団体のブース出展やワークショップを行います。

島根県立美術館では、今月3日から24日まで第72回日本伝統工芸展を開催しております。今回は、島根県に在住する作家の作品が7点、入選しており、いわゆる人間国宝の作品41点を含め、技を磨き新たな表現を追求した工芸作品270点を一堂に御紹介しております。

石見美術館グラントワのほうになりますが、こちらでは、来週20日の土曜日から2月の23日まで企画展といたしまして、「美術館がうまれて、それからーコレクションと石見美術館の20年ー」を開催いたします。コレクションや開館当初の資料などを通してこれまでの歩みを振り返り、石見美術館ならではの魅力や特徴を改めて御紹介いたします。これは開館20周年記念事業の割と終わりのほうのイベントということになります。

それからサヒメルでは、先週の土曜日からになります、6日、土曜日から1月12日まで冬の企画展といたしまして、第46回SSP展、「自然を楽しむ科学の眼」と題しまして、日本自然科学写真協会会員の方々による作品を展示しているものでございます。巡回写真展でございまして、いろいろ自然に対する新しい発見につながるものと期待しているところでございます。

それから、最後に、12月は寄附月間に当たっております。来週18日、木曜日になりますけども、島根県立図書館におきまして、「寄附で広がる、しまねの未来～絵本から学ぶ支援のカタチ～」と題しまして、しまね社会貢献基金を通じた寄附の促進とボランティア活動への理解と実践を目的として、絵本をはじめ、一般書籍の紹介などを行うイベントを開催いたします。委員の皆様には、ぜひイベントへの御参加、美術館への御来館、御鑑賞、口コミなどもお願いしたいと思っております。

なお、9月定例会の常任委員会で、お伝えしました島根県県民いきいき活動奨励賞の表彰式を一昨日、10日に執り行ったところでございます。お手元のほうに表彰団体の概要

をお配りしておりますので、お近くにお立ち寄りの際には、活動されてる皆様にお声がけいただきますと、その活動団体の皆様方も今後のさらなる活躍の励みにもなると思っております。こちらのほうも、できればよろしく願います。

本日の付託議案といたしまして、島根県立はつらつ体育館条例の一部を改正する条例及び令和7年度島根県一般会計補正予算の審査をお願いしております。

また、報告事項といたしまして、島根県環境総合計画の一部改定（循環型社会の形成）を担当課より御説明いたします。

なお、本日、環境政策課長の松尾が諸事情より本委員会を欠席させていただいておりますので、何とぞ御了承いただければと思います。

それでは、御審議のほうをよろしく願います。

○坪内委員長

ありがとうございました。

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託された環境生活部に係る議案は、条例案1件、予算案1件です。

はじめに、条例案の審査を行います。

第154号議案について執行部から説明してください。

松本スポーツ振興課長。

○松本スポーツ振興課長

では、資料1ページ願います。島根県立はつらつ体育館条例の一部を改正する条例について御説明します。はつらつ体育館は松江市にございます障がいのある方々がスポーツ活動などに御利用いただくことを目的に設置、運営している体育館で、障がいのある方が優先して御利用いただける施設です。この体育館の使用料は、障がいのある方は無料、障がいのある方以外が利用される際は、所定の料金を御負担していただくこととしております。

これまで、体育室、いわゆる運動フロアには冷暖房装置がついていませんでしたが、今年度、設置工事を行い、来年4月から稼働させることに伴いまして、冷暖房装置の使用料を新設するものでございます。使用料の額ですが、電気料金や維持管理費を踏まえ、全面利用の場合は、1時間につき530円、半面利用の場合は、2分の1相当の260円、個人利用の場合は、利用実態を踏まえおおむね4分の1のスペースを使用されると想定し、4分の1相当の130円としております。施行期日は、令和8年4月1日としております。

御説明は以上です。

○坪内委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

よろしいですね。

それでは採決を行います。

お諮りいたします。第154号議案について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

御異議なしと認めます。よって、第154号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、予算案の審査を行います。

第142号議案のうち関係分について、執行部から説明してください。

徳永環境生活総務課長。

○徳永環境生活総務課長

それでは、資料3ページをお願いします。第142号議案令和7年度島根県一般会計補正予算（第6号）のうち、環境生活部関係分について説明いたします。

1ポツの表は、課別の予算額一覧でございます。表の補正額Bの一番下の合計欄に記載のとおり、環境生活部全体で190万円余を増額するもので、補正後の予算額は、77億9,500万円余となります。

続いて、4ページをお願いします。上段の表は、課別事業別の一覧でございます。今回の補正は、文化国際課、スポーツ振興課、自然環境課での増額補正で、補正内容は、いずれも9月定例県議会で議決いただきました使用料の改定に伴い、指定管理施設のシステム改修、また、パンフレットや案内表示などの料金提示物及びホームページの更新など必要な対応を実施するものでございます。

次に、その下、2ポツ、繰越明許費でございます。表のとおり、2つの課の計4つの事業について、翌年度にわたり執行が必要となるため、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

まず、1つ目、スポーツ振興課の国民スポーツ大会競技力向上対策事業費です。この事業の中で行う練習拠点施設整備事業について、出雲市が実施する湖遊館の改修整備に対する補助事業において、更新する機器の一部で年度内の納品が困難で、年度内の完了が見込めなくなったため、出雲市が翌年度へ繰越しを行うこととなり、それに伴い当該事業も繰り越すものでございます。

2つ目以降は、いずれも自然環境課の事業です。まず、市町村自然公園等施設整備支援事業費については、市町村が実施する自然公園等の施設整備に対して補助金を交付するものですが、邑南町の断魚溪周遊モデルコース再整備事業において、工事に係る調査方法に変更が生じ、その対応に不測の日数を要して、年度内の完了が困難となったため、邑南町が翌年度へ繰越しを行うこととなり、それに伴い当該事業も繰り越すものでございます。

その下、隠岐ユネスコ世界ジオパーク活用推進事業費については、隠岐の島町の尾白鼻園地における遊歩道の改修において、予定していなかった箇所での腐食等が新たに判明し、工法等の再検討が必要となったために不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったことから翌年度への繰越しをするものでございます。

一番下、しまねの自然公園満喫プロジェクト推進事業費については、奥出雲町の吾妻山大膳原野営場の整備において、修繕の対象とする範囲等について、地元関係者との調整に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったことから、翌年度への繰越しをお願いするものでございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○坪内委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

よろしいですか。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。第142号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

御異議なしと認めます。よって、第142号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託議案の審査を終了します。

次に、報告事項について、執行部から説明してください。

小玉環境政策課管理監。

○小玉環境政策課管理監

島根県環境総合計画の一部改定（循環型社会の形成）について、改定の概要と目標値の設定について御報告いたします。

常任委員会資料5ページを御覧ください。1、概要、経過ですが、島根県環境総合計画は各種計画を統合して、令和3年に策定しましたが、今般、この中の、循環型社会の形成について、目標年度を今年度としていること、環境総合計画を策定して以降、国において、法の制定や計画の改定があったことから、一部改定を行うものです。

環境総合計画を策定して以降の、国の主な動きとしましては、下に掲げてます①から⑤に掲げておりますけども、この中の②第5次循環型社会形成推進基本計画の中で、持続可能な形で資源を効率的、循環的に有効利用する循環経済、サーキュラーエコノミーへの移行を推進することが重要であるとされました。

続きまして、2、計画改定素案の概要及び主な取組の方向についてであります。今回の改定では、従前の項目に加えて、新たにプラスチック資源循環の促進という項目を追加しております。

(1) 3Rなどの推進においては、循環経済への移行に向け、これまで県民や事業者の皆様が取り組んでこられた3Rの取組をさらに推進していくこととしております。

(2) プラスチック資源循環の促進については、幅広く県民・事業者意識を向上し、法制度を十分活用することなどによりプラスチック廃棄物に関する取組を進めてまいります。

(3) 食品ロスの削減については、適量購入や食べきりなど、場面に応じた具体的な行動の一層の普及に向け、消費者への啓発を進めてまいります。

(4) 適正処理の推進については、災害時に発生する多量の災害廃棄物処理の備えと訓練の実施、不法投棄などの不適正処理に対する監視強化、国の財政支援制度を活用した海岸漂着物処理の実施などを推進してまいります。

3の目標設定でございます。一般廃棄物と産業廃棄物で排出量、再生利用率、最終処分量を指標とし、今回、これに加えて一般廃棄物において、新たな指標として、1人1日当たり家庭系ごみ排出量を設定しております。これは、人口減少により、ごみの排出量が減

っていくことから、県民の皆様が努力してごみの排出量を減らしたとしても、そのことが、排出量から見えにくいということで、新たに設定をしております。表の右から2列目に目標値を、一番右に国の目標値を記載してございます。

次に、目標設定の主なものの考え方でございますけれども、一般廃棄物の1人1日当たりごみ排出量につきましては、松江市が令和5年に実施したサンプル調査によりますと、家庭系可燃ごみの中に、食べられるのに捨てられた食品、これが約25%程度あるとの結果が示されたことから、この部分を削減することとし、国の食品ロスの目標と同程度の減少を見込んで、令和12年度までに10グラム減少するとしております。

一般廃棄物の再生利用率については、市町村で回収される資源ごみの量をごみの総排出量で割ったものとなっております。民間による古紙回収などは、この統計上は含まれていないため、民間の取組が進むと結果として再生利用率が減少するようになります。過去の推移から推定いたしまして、基準年から1%減の18.9%を目標値としております。

次に、産業廃棄物の排出量は、令和4年11月から稼働した三隅火力発電所2号機の本格稼働により、ばいじんが増加したことで増えており、そのことを踏まえて目標値を設定しております。産業廃棄物の再生利用率については、全国と比較してかなり高い再生利用率になっており、引き続き各事業者による取組を継続していただくこととして目標値を設定しております。詳細につきましては、別添のほうに改定素案をつけておりますので、御参照いただきますよう、よろしく願いいたします。

最後に、これまでの動きと今後の予定でございます。令和7年2月27日に改定について、環境審議会に諮問しまして、その後、昨年度の2月定例会の環境厚生委員会で改定を行うことを御報告したところです。10月31日に環境審議会第1回検討部会を開催し、委員の皆様から改定に係る御意見をいただいたところでございます。

本日の御報告以降ですが、パブリックコメントを実施し、第2回検討部会を開催した後、2月定例会の環境厚生委員会で改定したものの御報告を予定しております。

説明は以上です。

○坪内委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。

岸副委員長。

○岸副委員長

先ほどの目標設定の3のところ、説明もありましたが、一般廃棄物の再生利用率、民間の取組が進むと、目標割合も減ってくると、それは確かにそのとおりだというふうに思いますけど、それが前提で、計画改定素案っていうのが18.9%になってるということは、ある意味理解できるんですが、右側の国の計画でいうと26%になっていて、さらにその再生利用率を上げなさいって言う割に、結局民間でいろんな取り組みしてるのは、続けていると増えてくる一方だと思えるので、果たしてこの再生利用率っていう目標に、設定の意味があるのかということだというふうに思うんです。これから審議もされるっていうことなので、審議もまだあるというふうに思いますので、その中でも、ちょっと議論をしていただければなというふうに思います。だって、民間でどんどんどん取組を進めるのに、目標値が下がるって何かおかしくないですか。ちょっとその辺の考え方があれば教えてください。

○坪内委員長

小玉環境政策課管理監。

○小玉環境政策課管理監

先ほど、御指摘のございました再生利用率、これが民間での取組分が含まれていないので、そもそも設定する意味があるのかということでございますけれども、国や他の都道府県でも、この再生利用率というのは計上しておりますので、各県の比較あるいは国との比較ということで、これを存在させることは意味があるのかなというふうに考えております。

国の再生利用率が、目標が26%と非常に高い数値にはなっておりますけれども、これはかなり野心的な目標値でございまして、現在の国の再生利用率、大体20%で推移して、これもずっと減少している状況でございます。

本県につきましては、先ほど言いました民間での取組が進むことと、それと、あと、再生利用されるものの優等生としまして紙の排出がございまして、この紙の排出自体がデジタル化等により減っているということもございまして、そういったことを総合的に加味して目標値というのを設定しております。

また今後、審議会等でも、この部分について委員に御審議いただくような形になると思いますが、現状としての目標値はこの数値を示させていただいております。

○坪内委員長

そのほかございますか。

吉田委員。

○吉田委員

6ページの一般廃棄物の1人当たりの家庭系ごみ排出量、新設とありますけれども、さっきの説明だと食品ロスに着目してということなんですが、この家庭系ごみ排出量というのは、別に食品に限らないと思いますが、そこんとこの整理がつくんですか。

○坪内委員長

小玉環境政策課管理監。

○小玉環境政策課管理監

この食品ロスを目標にしましたのは、可燃性のごみの中で、松江市の調査ですけど、25%ございますので、これが大体1日1人当たりで換算しますと、120グラムぐらいございます。その部分というのが、削りしろがあるというか、削減しやすい部分であるということで、そこを設定させてもらって10グラム減少して、目標値として524グラムと設定をさせていただいております。

○坪内委員長

吉田委員。

○吉田委員

結果として、減ればいいんでしょうけども、食品ロス、食品だけじゃなくて、例えば、過剰包装から出てくるごみなんかたくさんあると思うんですが、何となくしっくりこないんですが、これは新しく目標値として、どうしても出さないけんもんなんですか。

○坪内委員長

小玉環境政策課管理監。

○小玉環境政策課管理監

以前は、ごみの総排出量で、先ほども御説明させていただきましたけども、人口減少によって、やはりごみの総排出量は減っておりますので、県民の方が努力した数値を見るには、1人当たりの排出量で比較するのがいいのかなということで、この値を設定させてもらっております。先ほど、委員のほうでお話のありました過剰包装、こういったものも大分浸透してまいりまして、各お店でも削減するような方向で動いておりまして、なかなかそこを減らすのは難しいんですけども、食品ロスの、こちらは、先ほど言いましたように1日当たり100グラムぐらいあるということですので、こちらのほうから削減していこうということで設定をさせていただきました。

○坪内委員長

吉田委員。

○吉田委員

分かりました。一人一人の意識が一番ですので、しっかり啓発に努めてください。

○坪内委員長

そのほか。

大国委員。

○大国委員

同じ話題ですけども、一つ、人口が減るというお話しで、当然廃棄物の量も減るので、それに照らしてこの目標っていうのが、それに見合ったものなのかというところで、国の目標を見ると、先ほど野心的というお話もありましたけれども、1人1日当たりの排出量っていうところが、国の目標っていうのは、県の目標よりは大幅に少ないというわけですよ。ここをどう見たらいいのかということ。それから、食品のロスを減らそうということ掲げられるということは、それはすなわち、普通の御家庭に頑張らしようということ呼びかけるということだと思っておりますけれども、じゃあ、行政は何をするのかというところで、こういう計画で示すのはいいんですけども、やはり、行政ですよ、それから事業主といいますか、排出が多い事業主さんがどうするのか、そこに対して、要は義務的に何を課せられるのかとか、そういうところのほうは僕は大事なんじゃないかなというふうに思っています。その辺についてちょっと考え方というか、聞かせていただきたいなと思っておりますが、いかがでしょう。

○坪内委員長

小玉環境政策課管理監。

○小玉環境政策課管理監

1人当たり家庭系ごみの排出量、国と比べて高いんじゃないかという御指摘でございました。これは、各市町村にヒアリングしたときに聞いた話によりますと、空き家等が、地方は増えていて、そこを片づける際にごみが出てくる、それで1人当たりの排出量が増えているんじゃないかということを知りましたけれども、ちょっと詳細につきましては、県のほうが高い理由というのは、なかなか分からないというのが実態でございます。

それから、食品ロスの削減でございますけれども、家庭で実施していただくということも大事でございますけれども、先般の忘年会の冒頭でも3010運動、はじまりの30分とお開きの10分前は座っておいしいお料理を食べましょうということをやっておりますけど、そういったことを島根県の飲食業協業組合とかホテル旅館組合のほうにも啓発資料、

お送りしまして、啓発のほうをよろしく申し上げますということもやっております。

一般家庭につきましては、しまね環境アドバイザー制度というのがございますので、自治会等でそういった食品ロスの勉強会をするときには、専門家を派遣するなどして、さらなる食品ロス削減の推進に努めていきたいと考えております。

○坪内委員長

大国委員。

○大国委員

以前に比べると、意識的には大分変わってきているというふうに思うんで、これは強めるのは当然のことだと思うんですけども、最後、一つ、再生利用率、さっきの議論になったところですけども、民間の古紙回収とか、それから食品のトレーとか、段ボールとか、かなり広がってきていて、むしろ今、そっちがメインだというふうに思うんですけども、ここ統計取るのであれば、私はやっぱり民間の取組も含めて家庭から出るごみ、再利用するのも含めて廃棄物全体がどうなってるかっていうことは、やっぱりこれは正確につかんだほうがいいというふうに思うんで、そうしないと、この再生利用率の数字がさっき言われたように、これ意味をなさなくなってしまうんで、やっぱり全体としてどうなってるのかで、それをさらにどう引き上げるのかっていうところが分からなくなってくると思うんで、そこをちょっと検討の余地はあるかなと思ったところです。

○坪内委員長

小玉環境政策課管理監。

○小玉環境政策課管理監

民間のその取組の状況等については、今後、どういう状況になってどのような量が減ってるのかというのを検討するために研究していきたいと思っております。御指摘ありがとうございます。

○坪内委員長

よろしいですかね。そのほかよろしいですか。

それでは、以上で報告事項の調査を終了します。

この際、環境生活部全般に関し、委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、以上で環境生活部の所管事項の審査及び調査を終了します。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

委員の皆様は引き続き委員間協議を行いますので、しばらくお待ちください。

〔執行部退席〕

○坪内委員長

それでは、続きまして、委員間協議を行います。

はじめに、委員長報告について御相談します。今回の委員長報告に当たり、特に盛り込むべき事柄等ありましたら御意見をお願いいたします。

ありがとうございます。

それでは委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思います、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

それでは、御異議ないようですので、そのように決定いたします。

次に、所管事項調査について御相談をします。

県内における医療提供体制の構築を目指すため、取組実態を把握し今後の本県の施策の検討に資することを目的として、こころの医療センターの所管事項調査を行いたいと考えております。

具体的には、1月15日木曜日に実施したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

それでは御異議ないようですので、そのように決定いたします。

所管事項調査実施要領の正副委員長案を作成いたしましたので、事務局から説明をしていただきます。

○事務局（岡崎書記）

それでは、説明させていただきます。令和7年度環境厚生委員会所管事項調査要領をお配りしておりますが、調査の目的については、先ほど坪内委員長がおっしゃったとおりです。調査日時1月15日の木曜日、10時から11時半、調査先はこころの医療センター（出雲市）、調査実施者は、環境厚生委員会の委員、地元選出議員、病院局関係職員と議会事務局の担当書記です。

○坪内委員長

ありがとうございます。私の強い意向でもあるんですけども、この案につきまして、委員の皆様から御意見をお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。（「バスですか」と発言する者あり）いや、現地集合ですね。

岡崎書記。

○事務局（岡崎書記）

こちらからジャンボタクシーを手配しておりますので、申し込んでいただければ対応いたします。

○坪内委員長

希望があれば、事務局のほうに御相談いただいて、基本的には現地集合にさせていただきます。

山根委員。

○山根委員

委員長にお考えを確認しておきたいんですが、県内における医療提供体制の構築を目指すためにいいながら、こころの医療センターだけに調査されるのは、何か理由があるんですか。

○坪内委員長

県立病院については、いろんなことが病院局のほうから報告があったりするんですけども、この、こころの医療センターについては、なかなか実態が見えない部分があるのかなという印象を私、この間、思ってたして、なかなか行ってみるってこともできませんし、1回、中を見させていただいて、どういう医療をここでやっておられるのかというのを見た上で、今後の広い意味での医療提供体制ということになるかと思うんですけども、知見

を広げたいということで、行かせていただきたいと思います。

白石委員。

○白石委員

私的には、こころの医療センターは小児精神をやっているし、院内学級もあるんで、ぜひそういう視点を中心に見ていただくといいかなと思います。

○坪内委員長

ありがとうございます。行かれたことありますか、皆さん。

我々、比較的新しい議員さんは、なかなか入らせていただいたことがないのかなと。なかなか見れるというか、お話を聞ける機会もないので、ぜひ、この機会にと思っております。ちょっと行かせていただいて、中を見させてもらうってことが大事じゃないかなと思っておりますので。

それでは、詳細につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

また、このような計画で議長へ調査派遣承認要求書を提出することとし、派遣委員につきましては、都合がつく限り委員全員にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

それでは、御異議ないようですので、そのように決定いたします。

次に、委員派遣についてですが、所管事項に係る調査活動を計画されている方があれば、委員会として、派遣決定をしておく必要がありますので、お申し出ください。

次に、閉会中の継続調査事件についてですが、お配りした案のとおり、議長に申し出ることにしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

それでは、御異議ないようですので、そのように決定いたします。

次に、その他についてでございます。7月29日及び30日に実施しました県内調査の概要をタブレットに登録しておりますので、また御覧いただきたいと思います。

本日の予定は以上ですが、ほかに何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

それでは、これもちまして、環境厚生委員会を閉会します。